

第 4 4 号議案

伊奈町教育委員会教育長の任命について

次の者を伊奈町教育委員会教育長に任命することについて、同意を求める。

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 高 瀬 浩

令和 4 年 9 月 6 日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町教育委員会教育長の高瀬浩氏は、令和 4 年 9 月 3 0 日で任期満了となるが、同氏を再任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

第45号議案

伊奈町教育委員会の委員の任命について

次の者を伊奈町教育委員会の委員に任命することについて、同意を求める。

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 西 川 智 美

令和4年9月6日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町教育委員会の委員の田井文子氏の任期が令和4年9月30日で満了となるため、後任に西川智美氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

第46号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 財産の種類 | 防火衣等備品 |
| 2 | 数 量 | 防火帽 61個
防火衣用シコロ 61個
防火衣 上下 61着
防火長靴 61足
墜落制止用器具 7本 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 4 | 納入期限 | 令和5年3月15日 |
| 5 | 契約金額 | 12,208,240円 |
| 6 | 契約業者 | 埼玉県上尾市大字原市505番地の14
有限会社宇井縫製
代表取締役 宇井 省二 |

令和4年9月6日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

防火衣等備品を購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、この案を提出するものである。

第46号議案 参考資料

消防広域化準備事業（防火衣等備品購入）

消防広域化準備事業（防火衣等備品購入）入札経過書

消防広域化準備事業（防火衣等備品購入）の入札を次のように行った。

記

- | | | | | |
|---|--------|--------------------|----------|----|
| 1 | 日 時 | 令和4年8月23日 | 午前10時15分 | 開始 |
| | | | 午前10時19分 | 終了 |
| 2 | 場 所 | 役場第3会議室 | | |
| 3 | 参加業者 | 別記1のとおり | | |
| 4 | 入札結果 | 別記2のとおり | | |
| 5 | 落札業者 | 有限会社宇井縫製 | | |
| 6 | 予定価格 | 13,107,050円（消費税込み） | | |
| 7 | 最低制限価格 | なし | | |

別記1 入札参加業者一覧表

	会社名	所在地
1	有限会社宇井縫製	上尾市大字原市505番地の14
2	埼玉消防機械株式会社 中央支店	さいたま市南区辻4-18-10
3	株式会社サイボウ	さいたま市見沼区卸町2-6-15
4	武田商工株式会社	熊谷市下川上1364-8
5	日本消防サービス株式会社	さいたま市緑区三室1206-3

別記2

入札結果一覧表 (単位 円)

	会社名	入札価格
1	有限会社宇井縫製	11,098,400
2	埼玉消防機械株式会社 中央支店	11,456,000
3	株式会社サイボウ	11,580,000
4	武田商工株式会社	11,695,000
5	日本消防サービス株式会社	11,786,500

※ 契約額は、入札価格の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。



物品売買仮契約書

発注者伊奈町と受注者有限会社宇井縫製とは物品売買について次のとおり契約を締結する。

1. 件 名 消防広域化準備事業（防火衣等備品購入）
2. 規格（仕様） 仕様書のとおり
3. 数 量 防火帽 61個
防火衣用シコロ 61個
防火衣 上下 61着
防火長靴 61足
墜落制止用器具 7本
4. 契約金額 金 12,208,240 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,109,840 円)
5. 支払方法 納入検査後一括払い
6. 契約保証金 なし
7. 納入期限 令和5年3月15日
8. 納入場所 北足立郡伊奈町大字小室4885番地
(伊奈町消防本部)



この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による町議会の議決を得たときは、これを本契約とみなす。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印し各自1通を所持する。

令和 4 年 8 月 24 日

住 所 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 3 5 5 番地
発注者 伊奈町
氏 名 伊 奈 町 長 大 島 清



住 所 埼玉県上尾市大字原市505番地の14
受注者 有限会社 宇井縫製
氏 名 代表取締役 宇 井 省 二



第 5 4 号議案

伊奈町議会議員及び伊奈町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

伊奈町議会議員及び伊奈町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（令和 2 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 5, 8 0 0 円」を「1 6, 1 0 0 円」に改め、同号イ中「7, 5 6 0 円」を「7, 7 0 0 円」に改める。

第 9 条及び第 1 0 条中「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改める。

第 1 3 条中「5 2 5 円 6 銭」を「5 4 1 円 3 1 銭」に、「3 1 0, 5 0 0 円」を「3 1 6, 2 5 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の伊奈町議会議員及び伊奈町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和 4 年 9 月 6 日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）が改正されたことに伴い、選挙運動費用の公費負担の限度額を国の基準に合わせて改定したいので、この案を提出するものである。

第54号議案 参考資料

伊奈町議会議員及び伊奈町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
第1条から第3条まで 略 (選挙運動用自動車の使用の公費の支払) 第4条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円)	第1条から第3条まで 略 (選挙運動用自動車の使用の公費の支払) 第4条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円)

の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その理由が生じた日。第6条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達す

の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その理由が生じた日。第6条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達す

るまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

第5条から第8条まで 略

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第9条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第7条後段において準用する第2条

るまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

第5条から第8条まで 略

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第9条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第7条後段において準用する第2条

ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）とする。

第11条及び第12条 略

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第13条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310, 500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1. 2を

ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）とする。

第11条及び第12条 略

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第13条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316, 250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1. 2を

乗じて得た数（1枚未満の端数がある場合には、その端数は、1枚とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

第14条及び第15条 略

乗じて得た数（1枚未満の端数がある場合には、その端数は、1枚とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

第14条及び第15条 略

第55号議案

伊奈町職員の育児休業等に関する条例及び伊奈町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(伊奈町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 伊奈町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

（3） 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該

当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6箇月到達日

第2条の3第3号中イをウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に

次の１号を加える。

- (１) 当該非常勤職員が当該子の１歳６箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第２条の４に次の１号を加える。

- (４) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第２条の５を削る。

第３条中第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号を第６号とし、同条第８号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第７号とする。

第３条の次に次の１条を加える。

（育児休業法第２条第１項第１号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第３条の２ 育児休業法第２条第１項第１号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、５７日間とする。

第１０条第６号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

（伊奈町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第２条 伊奈町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成７年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１４条第２項第１４号中「後８週間」を「以後１年」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和４年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する第1条の規定による改正前の伊奈町職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

令和4年9月6日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

人事院による公務員人事管理に関する報告等に鑑み、職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援するための措置を講じたいので、この案を提出するものである。

第55号議案 参考資料

伊奈町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
第1条 略 （育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 （2） 伊奈町職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第4号）第4条の規定により引き続いて勤務している職員 （3） <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> 以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（<u>第2条の4</u> の規定に該当する場合に	第1条 略 （育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 （2） 伊奈町職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第4号）第4条の規定により引き続いて勤務している職員 （3） <u>非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの</u> 以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合に</u>

あつては、2歳に達する日)までに、その任期
(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)
が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする
職(以下「特定職」という。)に採用されないことが
明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して町規則で定める非常勤
職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員
(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同
条において「1歳到達日」という。)(当該子について
当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日
が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末
日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員
に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休

あつては当該子が2歳に達する日)までに、その任期
(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)
が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする
職(以下「特定職」という。)に採用されないことが
明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して町規則で定める非常勤
職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳
到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員
が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児
休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後
である場合にあっては、当該末日とされた日。以下こ
の(ア)において同じ。)において育児休業をしてい
る非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該
当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の
初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする
育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新さ
れ、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用さ
れることに伴い、当該育児休業に係る子について、当
該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児
休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳

第2条の2 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳

到達日までの日数をいう。) から育児休業等取得日数 (当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 65 条第 1 項及び第 2 項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。) を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1 歳から 1 歳 6 箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳到達日 (当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日 (当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) の翌日 (当該子の 1 歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の 1 歳 6 箇月到達日

到達日までの日数をいう。) から育児休業等取得日数 (当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 65 条第 1 項及び第 2 項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。) を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1 歳から 1 歳 6 箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合 (当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第 3 条第 7 号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の 1 歳 6 箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日 (当該非常勤職

- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする
育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする
地方等育児休業
の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等
育児休業をしている場合
- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合

員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

- イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
- ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合

として町規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

として町規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として町規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(3) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として町規則で定める場合に該当する場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する理由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、病気又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する理由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、病気又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(6) 配偶者が負傷又は病気により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする

(5) 配偶者が負傷又は病気により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする

第4条から第9条まで 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる理由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第4条から第9条まで 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる理由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、病気又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 育児短時間勤務の承認が、第13条第2号に掲げる理由に該当したことにより取り消されたこと。

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) 配偶者が負傷又は病気により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

第11条から第26条まで 略

(4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、病気又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 育児短時間勤務の承認が、第13条第2号に掲げる理由に該当したことにより取り消されたこと。

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) 配偶者が負傷又は病気により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

第11条から第26条まで 略

伊奈町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
第1条から第13条まで 略 (特別休暇) 第14条 特別休暇は、特別の理由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とする。 2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。 (1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 その都度必要と認められる期間 (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他公署へ出頭する場合 その都度必要と認められる期間 (3) 出産の場合 出産予定日6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前から産後8週間を経過するまでの期間 (4) 妊娠中又は出産後1年以内の職員が妊娠又は出産に関し母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠6月（1月は28日として計算する。以下この号において同じ。）までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から出産までは	第1条から第13条まで 略 (特別休暇) 第14条 特別休暇は、特別の理由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とする。 2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。 (1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 その都度必要と認められる期間 (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他公署へ出頭する場合 その都度必要と認められる期間 (3) 出産の場合 出産予定日6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前から産後8週間を経過するまでの期間 (4) 妊娠中又は出産後1年以内の職員が妊娠又は出産に関し母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠6月（1月は28日として計算する。以下この号において同じ。）までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から出産までは

1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間においても、その指示された回数）とし、1回につき1日の範囲内でその都度必要と認められる時間

（5） 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる期間

（6） 生後1年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親（当該子の親その他同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該子を委託することができないものに限る。）を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同

1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間においても、その指示された回数）とし、1回につき1日の範囲内でその都度必要と認められる時間

（5） 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる期間

（6） 生後1年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親（当該子の親その他同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該子を委託することができないものに限る。）を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同

日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(7) 生理日における勤務が著しく困難な場合 3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間

(8) 忌引の場合 別表に定める期間

(9) 配偶者及び父母の祭日の場合 それぞれ1日。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合は、往復に要する実日数を加算した日数

(10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合 その都度必要と認められる期間

(11) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 1週間の範囲内においてその都度必要と認められる期間

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(7) 生理日における勤務が著しく困難な場合 3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間

(8) 忌引の場合 別表に定める期間

(9) 配偶者及び父母の祭日の場合 それぞれ1日。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合は、往復に要する実日数を加算した日数

(10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合 その都度必要と認められる期間

(11) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 1週間の範囲内においてその都度必要と認められる期間

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

(12) 結婚の場合 5日の範囲内において必要と認められる期間

(13) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 2日の範囲内においてその都度必要と認められる期間

(14) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(15) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町規則で定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(16) 第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の町規則で定める世話をを行う職員が、当該世

(12) 結婚の場合 5日の範囲内において必要と認められる期間

(13) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 2日の範囲内においてその都度必要と認められる期間

(14) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(15) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町規則で定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(16) 第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の町規則で定める世話をを行う職員が、当該世

話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(17) 職員が夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合 1の年の7月から9月までの期間内において6日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し6日を超えない範囲内で町規則で定める日数）の範囲内でその都度必要と認められる日数

(18) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合 その都度必要と認められる期間

(19) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避する場合 その都度必要と認められる期間

(20) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合 その都度必要と認められる期間

(21) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動

話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(17) 職員が夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合 1の年の7月から9月までの期間内において6日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し6日を超えない範囲内で町規則で定める日数）の範囲内でその都度必要と認められる日数

(18) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合 その都度必要と認められる期間

(19) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避する場合 その都度必要と認められる期間

(20) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合 その都度必要と認められる期間

(21) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動

を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年において5日の範囲内で必要と認められる期間

ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは病気にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって、規則で定めるものにおける活動

ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は病気により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

(22) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日(当該通院等が体外受精その他町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

3 前項第13号から第16号まで及び第22号の休暇の単位は、1日又は1時間とし、第17号の休暇の単位は1日とする。ただし、休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年において5日の範囲内で必要と認められる期間

ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは病気にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって、規則で定めるものにおける活動

ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は病気により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

(22) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日(当該通院等が体外受精その他町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

3 前項第13号から第16号まで及び第22号の休暇の単位は、1日又は1時間とし、第17号の休暇の単位は1日とする。ただし、休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4 1日を単位とする第2項第13号から第16号まで及び第22号の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。 5 1時間を単位として使用した第2項第13号から第16号まで及び第22号の休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。 (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 7時間45分 (2) 斉一型短時間勤務職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。） 勤務日ごとの勤務時間の時間数（7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分） (3) 不斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。） 7時間45分 第15条から第19条まで 略	4 1日を単位とする第2項第13号から第16号まで及び第22号の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。 5 1時間を単位として使用した第2項第13号から第16号まで及び第22号の休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。 (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 7時間45分 (2) 斉一型短時間勤務職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。） 勤務日ごとの勤務時間の時間数（7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分） (3) 不斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。） 7時間45分 第15条から第19条まで 略
--	--

第 5 6 号議案

伊奈町税条例等の一部を改正する条例

(伊奈町税条例の一部改正)

第 1 条 伊奈町税条例（昭和 2 9 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 4 第 1 項中「交付」の次に「（法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第 3 3 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 3 3 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 3 4 条の 9 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 3 3 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。）の法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 0 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 4 項ただし書」を「第 2 条第 3 項ただし書」に改める。

第 3 6 条の 3 第 2 項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第 3 項中「附記し」を「付記し」に改める。

第 3 6 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、

第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「施行規則第5号の8様式」の次に「又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式」を加える。

第73条の2中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」を「又は第 37 条の 8」に改める。

附則第 20 条の 2 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第 26 条を削る。

（伊奈町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 伊奈町税条例の一部を改正する条例（令和 3 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第 1 条中伊奈町税条例第 36 条の 3 の 2 の見出し及び同条第 1 項並びに第 36 条の 3 の 3 の見出し及び同条第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び第 17 条の 2 第 3 項の改正規定並びに同条例附則第 26 条を削る改正規定並びに第 2 条の規定並びに附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 5 年 1 月 1 日

（2） 第 1 条中伊奈町税条例第 33 条第 4 項及び第 6 項、第 34 条の 9 第 1 項及び第 2 項、第 36 条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項、第 3

6条の3第2項及び第3項並びに第53条7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中伊奈町税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2の改正規定及び同条例第73条の3の改正規定並びに次条並びに附則第4条の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の伊奈町税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(町民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の伊奈町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の伊奈町税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお、従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の伊奈町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、な

お従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の伊奈町税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産税課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の伊奈町税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

令和4年9月6日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

地方税法（昭和25年法律第226号）等が改正されたことに伴い、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

第56号議案 参考資料

伊奈町税条例 新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
第1条から第18条の3まで 略 （納税証明書の交付手数料） 第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付 _____を請求する者は、手数料を納付しなければならない。 2及び3 略 第19条から第32条まで 略 （所得割の課税標準） 第33条 略 2及び3 略 4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてや</u>	第1条から第18条の3まで 略 （納税証明書の交付手数料） 第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付 <u>（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）</u>を請求する者は、手数料を納付しなければならない。 2及び3 略 第19条から第32条まで 略 （所得割の課税標準） 第33条 略 2及び3 略 4 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u>

むを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 略

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

5 略

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条から第34条の8まで 略

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは町民税に充当し、

第34条から第34条の8まで 略

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは町民税に充当し、

若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

第35条及び第36条 略

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若し

若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

第35条及び第36条 略

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若し

くは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の左欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の左欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、町長の定める様式による。

3から9まで 略

第36条の3 略

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を附記しなければならない。

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

くは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の左欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の左欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、町長の定める様式による。

3から9まで 略

第36条の3 略

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

（1） 当該給与支払者の氏名又は名称

（2） 扶養親族の氏名

（3） その他施行規則で定める事項

2から5まで 略

（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

（1） 当該給与支払者の氏名又は名称

（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

（3） 扶養親族の氏名

（4） その他施行規則で定める事項

2から5まで 略

（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法

の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、

扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 扶養親族の氏名

(3) その他施行規則で定める事項

2から5まで 略

第36条の4から第53条の6まで 略

の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

2から5まで 略

第36条の4から第53条の6まで 略

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式

による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。

第53条の7の2から第73条まで 略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料

は、伊奈町手数料条例の規定より徴収する。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付

手数料は、伊奈町手数料条例の規定により徴

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。

第53条の7の2から第73条まで 略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、伊奈町手数料条例の規定より徴収する。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、伊奈町手数料条例の規定により徴

収する。

第74条から第148条まで 略

附 則

第1条から第7条の3まで 略

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

第7条の4から第16条の2まで 略

（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分

収する。

第74条から第148条まで 略

附 則

第1条から第7条の3まで 略

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

第7条の4から第16条の2まで 略

（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の

の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

（1） 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

（2） 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。

3 略

第16条の4及び第17条 略

（優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）

第17条の2 略

2 略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租

規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 略

第16条の4及び第17条 略

（優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）

第17条の2 略

2 略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租

税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3から第20条まで 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 略

2及び3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8

の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3から第20条まで 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 略

2及び3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）

第20条の3 略

2及び3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の

5 略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）

第20条の3 略

2及び3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

第21条から第25条まで 略

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合_____

_____であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

第21条から第25条まで 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額
控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コ
ロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受け
た場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用につ
いては、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年
度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウ
イルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた
場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用につい
ては、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」
と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

伊奈町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
伊奈町税条例（昭和29年条例第20号）の一部を次のように改正する。 第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。 第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者</u>」に限る」に改める。 附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。 附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。	伊奈町税条例（昭和29年条例第20号）の一部を次のように改正する。 第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。 第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族（</u>」の次に「<u>年齢16歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者に限る</u>」に改める。 附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。 附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

第 5 7 号議案

伊奈町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

伊奈町立保育所設置及び管理条例（平成 1 0 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

保育所の開所時間は、次の各号に掲げる曜日の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（１） 月曜日から金曜日まで 午前 7 時から午後 7 時まで

（２） 土曜日 午前 7 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分まで

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

町立保育所の利用者の利便性を向上させるため、開所時間を延長したいので、この案を提出するものである。

第 5 7 号議案 参考資料

伊奈町立保育所設置及び管理条例 新旧対照表

改正前	改正後
第 1 条から第 4 条まで 略 (開所時間) 第 5 条 <u>保育所の開所時間は、月曜日から土曜日までの午前 7 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分までとする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、町長は、保育所の開所時間を変更することができる。 第 6 条から第 8 条まで 略	第 1 条から第 4 条まで 略 (開所時間) 第 5 条 <u>保育所の開所時間は、次の各号に掲げる曜日の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u> <u>(1) 月曜日から金曜日まで 午前 7 時から午後 7 時まで</u> <u>(2) 土曜日 午前 7 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分まで</u> 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、町長は、保育所の開所時間を変更することができる。 第 6 条から第 8 条まで 略

第58号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 クリーンセンター基幹的設備改良工事
- 2 工 事 場 所 伊奈町大字小針内宿 地内
- 3 契約の方法 一般競争入札による契約
- 4 履 行 期 限 令和7年2月28日
- 5 請 負 金 額 2,090,000,000円
- 6 請 負 業 者 東京都中央区京橋二丁目1番3号
クボタ環境エンジニアリング株式会社
代表取締役 中河 浩一

令和4年9月6日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

クリーンセンター基幹的設備改良工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第58号議案 参考資料

クリーンセンター基幹的設備改良工事

クリーンセンター基幹的設備改良工事入札経過書

クリーンセンター基幹的設備改良工事の入札を次のように行った。

記

- | | | | | |
|---|--------|-----------------------|----------|----|
| 1 | 日 時 | 令和4年7月14日 | 午前10時30分 | 開始 |
| | | | 午前10時33分 | 終了 |
| 2 | 開札方法 | 電子入札 | | |
| 3 | 参加業者 | 別記1のとおり | | |
| 4 | 入札結果 | 別記2のとおり | | |
| 5 | 落札業者 | クボタ環境エンジニアリング株式会社 | | |
| 6 | 予定価格 | 2,107,270,000円（消費税込み） | | |
| 7 | 最低制限価格 | 1,770,106,800円（消費税込み） | | |

別記 1

入 札 参 加 業 者 一 覧 表

	会 社 名	所 在 地
1	クボタ環境エンジニアリング株式会社	東京都中央区京橋二丁目 1 番 3 号

別記2 入 札 結 果 一 覧 表 (単位 円)

	会 社 名	入 札 価 格
1	クボタ環境エンジニアリング株式会社	1, 9 0 0, 0 0 0, 0 0 0

※ 契約額は、入札価格の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。

工 事 請 負 仮 契 約 書

- 1 工 事 名 クリーンセンター基幹的設備改良工事
- 2 工 事 場 所 伊奈町大字小針内宿 地内
- 3 工 期 町 議 会 議 決 日 から
令和 7 年 2 月 2 8 日 まで
- 4 請 負 代 金 額 金 2, 0 9 0, 0 0 0, 0 0 0 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1 9 0, 0 0 0, 0 0 0 円)
- 5 契 約 保 証 金 請負代金額の10分の1以上
- 6 支 払 条 件 別紙特定条件のとおり
- 7 解体工事に要する費用等

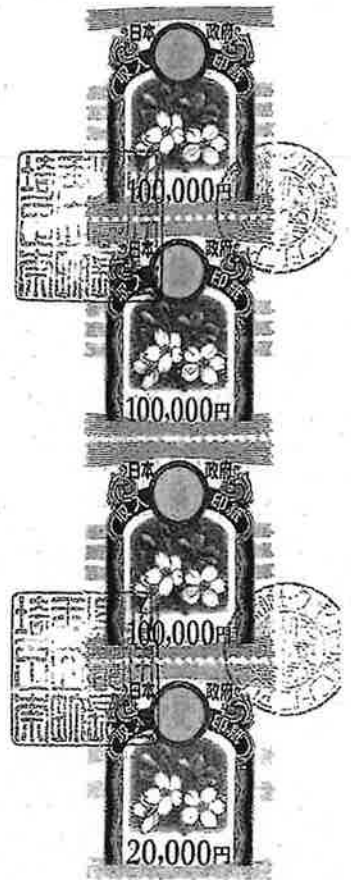
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条第1項の規定に基づく解体工事に要する費用等の記載については、別添（様式1）のとおりとする。

8 本 契 約

この契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による町議会の議決を得たときは、これを本契約とみなす。

上記の工事については、発注者 伊奈町 と受注者 クボタ環境エンジニアリング株式会社 は、各々対等な立場における合意に基づいて、別途約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。



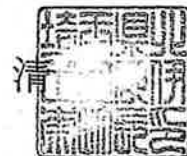
令和 4 年 7 月 25 日

発 注 者

住 所 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 3 5 5 番地

伊 奈 町

氏 名 伊奈町長 大 島



受 注 者

住 所 東京都中央区京橋二丁目1番3号

クボタ環境エンジニアリング株式会社

氏 名 代表取締役 中 河 浩



第59号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 小貝戸用水伏せ越し工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 北足立郡伊奈町大字小室・蓮田市大字閨戸 地内 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 4 | 履 行 期 限 | 令和5年3月17日 |
| 5 | 請 負 金 額 | 55,000,000円 |
| 6 | 請 負 業 者 | 埼玉県北足立郡伊奈町大字大針320番地
株式会社東栄
代表取締役 東 健太 |

令和4年9月6日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

小貝戸用水伏せ越し工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第59号議案 参考資料

小貝戸用水伏せ越し工事

小貝戸用水伏せ越し工事入札経過書

小貝戸用水伏せ越し工事の入札を次のように行った。

記

- | | | | | |
|---|--------|--------------------|----------|----|
| 1 | 日 時 | 令和4年7月28日 | 午前10時30分 | 開始 |
| | | | 午前10時49分 | 終了 |
| 2 | 開札方法 | 電子入札 | | |
| 3 | 参加業者 | 別記1のとおり | | |
| 4 | 入札結果 | 別記2のとおり | | |
| 5 | 落札業者 | 株式会社東栄 | | |
| 6 | 予定価格 | 57,563,000円(消費税込み) | | |
| 7 | 最低制限価格 | 48,352,700円(消費税込み) | | |

別記 1 入 札 参 加 業 者 一 覧 表

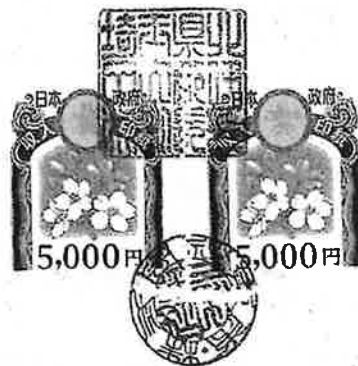
	会 社 名	所 在 地
1	株式会社東栄	伊奈町大字大針 3 2 0 番地
2	池原建設株式会社	伊奈町寿一丁目 4 1 9 番地
3	株式会社中原工業	伊奈町中央五丁目 4 4 番地

別記2 入札結果一覧表 (単位 円)

	会 社 名	入 札 価 格
1	株式会社東栄	50,000,000
2	池原建設株式会社	52,000,000
3	株式会社中原工業	52,000,000

※ 契約額は、入札価格の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。

工 事 請 負 仮 契 約 書



- 1 工 事 名 小貝戸用水伏せ越し工事
- 2 工 事 場 所 北足立郡伊奈町大字小室・蓮田市大字閭戸 地内
- 3 工 期 町 議 会 議 決 日 から
令和 5 年 3 月 17 日 まで
- 4 請 負 代 金 額 金 55,000,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 5,000,000 円)
- 5 契 約 保 証 金 請負代金額の10分の1以上
- 6 前 払 金 金 22,000,000 円
- 7 中 間 前 払 金 金 11,000,000 円
- 8 部分払の請求回数 0 回
- 9 支 払 条 件 工事完成検査合格後一括精算払い

10 解体工事に要する費用等

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条第1項の規定に基づく解体工事に要する費用等の記載については、別添（様式1）のとおりとする。

11 本 契 約

この契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による町議会の議決を得たときは、これを本契約とみなす。

上記の工事については、発注者 伊奈町 と受注者 株式会社 東栄 は、各々対等な立場における合意に基づいて、別途約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4 年 8 月 8 日

発注者

住 所 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 3 5 5 番地

伊 奈 町

氏 名 伊奈町長 大 島



受注者

住 所 埼玉県北足立郡伊奈町大字大針 3 2 0 番地

株式会社 東栄

氏 名 代表取締役 東 太



第60号議案

町道路線の認定について

次のとおり、町道の路線を認定することについて議決を求める。

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
3295	伊奈町大字小室 字西浦4865番1地先	伊奈町大字小室 字西浦4869番3地先	
3296	伊奈町大字小室 字丸山1355番地先	伊奈町大字小室 字西浦4844番1地先	

令和4年9月6日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

当該路線は、一般交通の用に供するため、新たに町道として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

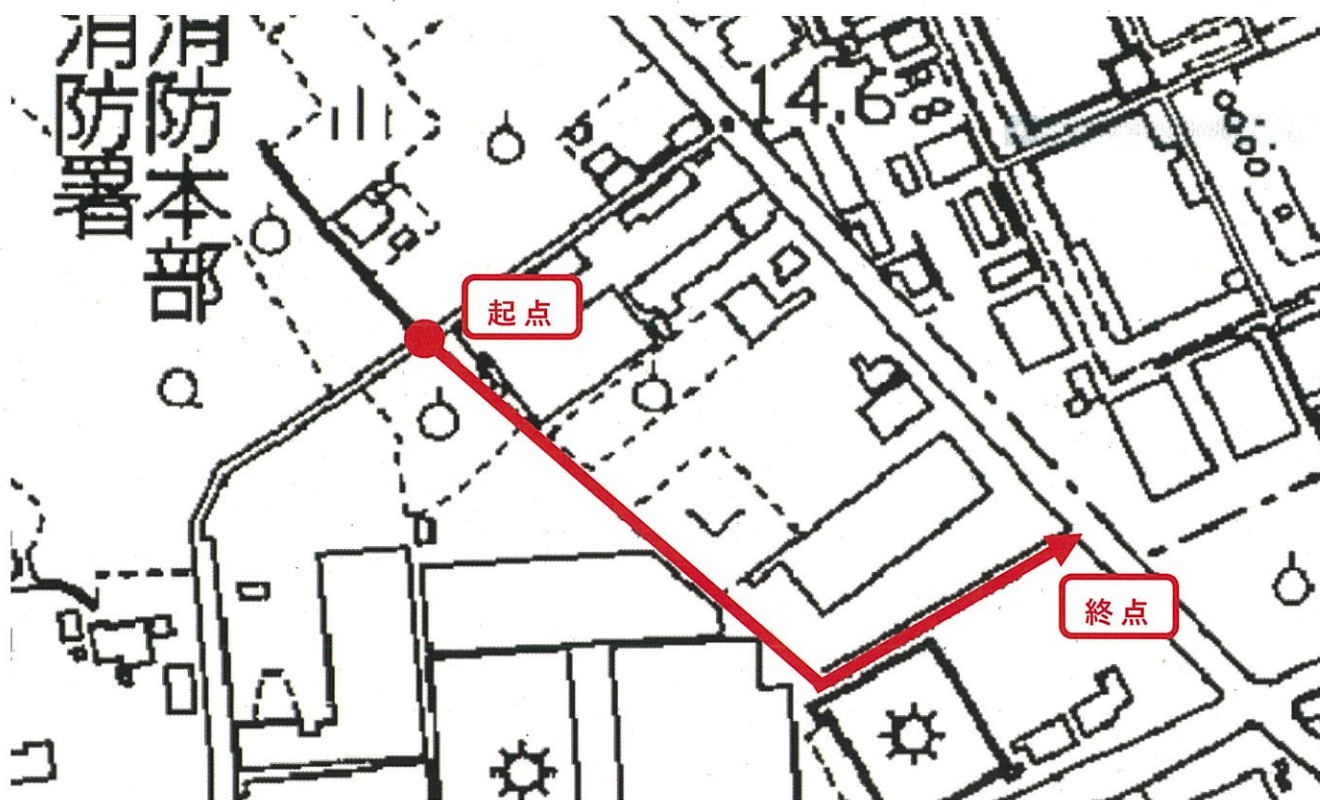
町道認定路線図(拡大図)

町道第3295号線



町道認定路線図(拡大図)

町道第3296号線



第61号議案

町道路線の廃止について

次のとおり、町道の路線を廃止することについて議決を求める。

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
3202	伊奈町大字小室 字丸山1347番1地先	伊奈町大字小室 字丸山1345番2地先	
3203	伊奈町大字小室 字西浦4865番1地先	伊奈町大字小室 字西浦4869番3地先	
3204	伊奈町大字小室 字丸山1351番1地先	伊奈町大字小室 字西浦4844番1地先	
3205	伊奈町大字小室 字西浦4858番地先	伊奈町大字小室 字西浦4862番1地先	

令和4年9月6日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

当該路線は、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認められるため、道路を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

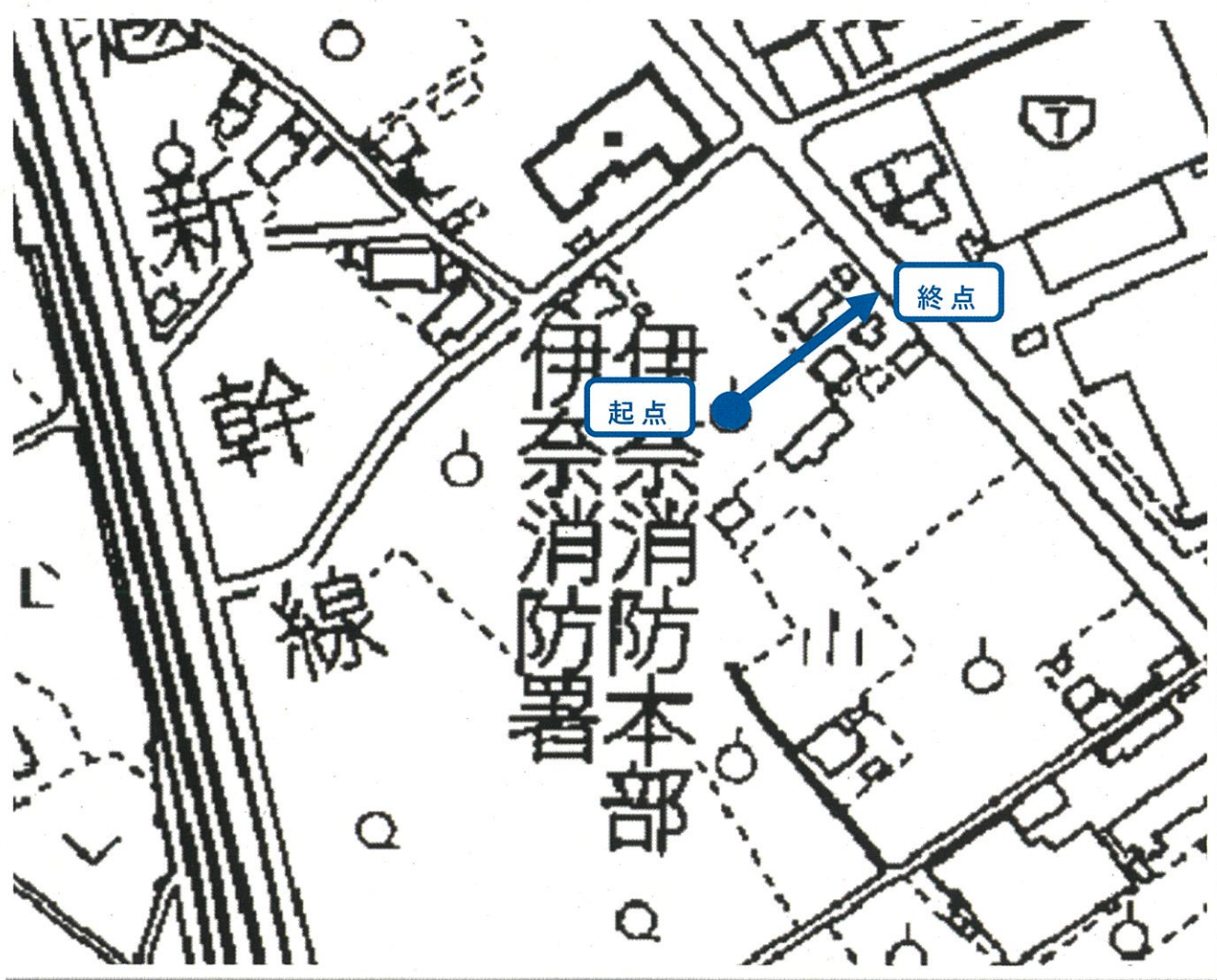
町道廃止路線図(拡大図)

町道第3202号線



町道廃止路線図(拡大図)

町道第3203号線



町道廃止路線図(拡大図)

町道第 3 2 0 4 号線



町道廃止路線図(拡大図)

町道第 3 2 0 5 号線

